

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※事業者点数	営業所点数
一般貸切	令和6年2月1日	柿木観光バス株式会社 (法人番号 8100001018247)代表者神 林守夫	長野県諏訪市大字 豊田1152番地	本社営業所	長野県諏訪市大字 豊田1152番地	文書警告	道路運送法第27条第3項	令和5年11月7日、監査実施。2件の違反が認められた。(1)運送引受書の記載不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、「運輸規則」)第7条の2第1項)(2)点呼記録の記載不備(運輸規則第24条第5項)	0	0
一般貸切	令和6年2月5日	和田バス有限会社(法人 番号4100002016476)代表 者相馬靖子	長野県小県郡長和 町和田762番地	和田営業所	長野県小県郡長和 町和田762番地	文書警告(処分日車数 40日車のため、一般 貸切旅客自動車運送 事業者に対する行政 処分等の基準3.(6) による)	道路運送法第27条第3項	令和5年10月17日、監査実施。4件の違反が認められた。(1)乗務員等台帳の記載不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、「運輸規則」)第37条第1項)(2)運転者に対する指導監督実施違反(運輸規則第38条第1項)(3)運転者に対する指導監督記録違反(運輸規則第38条第1項)(4)定期点検整備等の実施違反(運輸規則第45条(道路運送車両法第48条))	4	4

※事業者点数は、行政処分等の年月日時時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。